

京都市告示第 43 号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成20年4月22日

京都市長 門川 大作

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	桃山町水0031号	伏見区桃山町因幡36番地の8地先 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)